

さくら通信

10月号

2026年10月
No.262

発行

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

(株)さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

サンライズ瀬戸



8月に、家族でサンライズ瀬戸に乗車しました。現在日本で走っている唯一の定期運行寝台特急であるサンライズ瀬戸(出雲)ですが、その物珍しさからビジネス客だけではなく、観光で乗車される方も多いとのことでした。

高松駅を夜9時過ぎに出るのですが、駅の行先案内に「寝台特急」「東京」とピンクの文字で表示されると、特別感がありワクワクします。この高揚感はたまりません。ただし、夜寝るのはその高揚感と独特の揺れで一苦労します。とはいえ、機会があればまた(もし叶うことなら出雲から)乗りたいです。

(孝志洋)

令和8年分の年末調整は「178万円の壁」へ—12月にまとめて精算します—



今年の年末調整も昨年に続き特殊です。令和8年度税制改正による基礎控除などの引上げは令和8年12月1日施行で、毎月の給与から差し引く源泉徴収税額に変更はありません。12月の年末調整で1年分をまとめて精算しますので、例年より還付額が大きくなる方が多いと見込まれます。

改正の柱は2つです。1つ目は基礎控除の引上げです。所得税法第86条の基礎控除が62万円(改正前58万円)となり、租税特別措置法第41条の16の2による加算と合わせて、合計所得金額489万円以下(給与収入665万5,556円以下)の方は104万円になります。2つ目は給与所得控除の最低保障額が65万円から74万円へ引き上げられたことです。両方を合わせると給与収入178万円までは所得税がかからない計算です。ただしこの104万円と74万円は令和8年分と令和9年分の金額で、令和10年分以後は見直される予定です。

見落としやすいのが扶養親族の所得要件です。扶養控除の対象となる扶養親族や同一生計配偶者の合計所得金額の要件も、58万円以下から62万円以下へ緩和されました。給与収入では123万円以下から136万円以下に広がり、パートで働くご家族が今年から新たに扶養に入るケースが出てきます。

ただし、扶養控除を受けるには「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出が必要です。提出がなければ控除は受けられませんので、該当しそうなご家族がいる方には早めにお声がけください。あわせて、23歳未満の扶養親族がいる方は、令和8年分と令和9年分に限り一般の生命保険料控除の限度額が4万円から6万円へ拡大されました。介護医療と個人年金の枠は変わりません。

12月の年末調整は、改正後の基礎控除額を「基礎控除申告書」に正しく記載することが出発点です。年末調整に使う国税庁の計算表も改正されますので、給与計算ソフトの更新もお忘れなく。ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。



(大寺)

資産税係 非上場株式評価の有識者会議で新評価方式の原案を提示

国税庁は8月20日、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の第5回会合を開催し、評価方式の見直しの方向性を明らかにしました。

評価体系については、大会社・中会社・小会社の規模別の区分を廃止し、広範の企業を共通の評価方式で評価する方向性が示されています。また、評価にあたっては、清算を前提とした“時価”ではなく、企業の継続を前提とした簿価を用いる考え方が提示されました。

さらに、現行の「類似業種比準方式」は理論的な根拠や実証的な裏付けがないことなどから、存続は困難との見方が示されています。

これに対し、新たな評価の中心として、企業の収益力を重視するインカムアプローチの採用が検討されており、その手法の一つとして「残余利益方式」が例示されています。同方式では、企業の「①保有資産（簿価純資産）」と「②収益獲得能力」を基礎として評価額を算定します。①については継続使用を前提とした帳簿価額等により評価し、②については通常期待される利益を超える残余利益の数年分を株価に反映する仕組みです。このため、赤字企業や低収益企業については、評価額が簿価純資産額を下回る可能性があります。

また、「純資産価額方式」については、特定の評価会社に適用する評価方式として位置付けることが提案されています。「配当還元方式」についても、適用対象や適用要件を見直した上で存続させる方向が示されました。あわせて、評価額圧縮スキームへの対応策についても検討が行われており、国税庁は今秋を目途に制度見直しの詳細を取りまとめる予定です。



<まとめ>

- 会社規模別（大会社・中会社・小会社）の評価区分を廃止し、広範な企業を共通の評価方式で評価する方向性
- 清算前提の時価ではなく、継続企業を前提とした簿価を活用する考え方を提示
- 類似業種比準方式は存続が困難との見方を提示
- 残余利益方式を中心とするインカムアプローチの導入を検討
- 純資産価額方式および配当還元方式は位置付けや適用範囲の見直しを検討
- 評価額圧縮スキームへの対応策もあわせて検討

現時点では具体的な評価方法や計算方法の改正内容は確定していませんが、非上場株式の評価実務に大きな影響を与える可能性があるため、今後の動向を注視する必要があります。

（坂田）

社会保険 カスタマーハラスメント対策の義務化

2026年10月1日から、すべての事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が法律で義務化されます。これまでカスハラ対策は努力義務でしたが、今回の改正で**完全な法的義務**に格上げされました。

職場における「カスハラ」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスハラ防止のために講ずべき措置

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談体制の整備
3. 事後の迅速かつ適切な対応
4. 対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
5. そのほか併せて講ずべき措置
 - 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
 - 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する



（山形）

令和7年3月号にて掲載しました「確定拠出年金制度等の見直し」について、リスマネ委員会からも3つの改正ポイントをお伝えしようと思います。

改正ポイント①

2024年に見直しが行われており、2026年12月から拠出限度額が改定される事となっています。

(2027年1月26日引落分から適用)

掛金の所得控除メリットはそのまま継続されますので、掛金を増額すれば所得控除をより大きくする事が可能となります。

改正ポイント②

従来、加入時等には事業主が必要事項を記入した「事業主証明書」の提出が必要でしたが、2024年12月より提出は原則不要となっています。
※掛金を毎月の給与から天引きする場合は、引き続き証明書が必要となります。

改正ポイント③

60歳以上70歳未満でiDeCoに加入出来なかった方の内、「iDeCoの加入者・運用指図者だった、又は私的年金の財産をiDeCoに移換出来る」方で、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受け取っていない方は、70歳未満まで加入できるようになります。

(厚生労働省資料より)

(さくらビジネス)

DC拠出限度額(2026年12月1日～)

第1号加入者 第4号加入者	第2号加入者 (企業年金あり)	第2号加入者 (企業年金なし)	第3号 加入者	第5号 加入者
iDeCo・ 国民年金基金等 合計で 月額7.5万円 0.7万円増額	iDeCo・企業年金等 合計で 月額6.2万円 最大4.2万円増額 企業年金等 月額6.2万円 ※DCに拠出限度額はない	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額2.3万円	iDeCo 企業年金等 合計で 月額6.2万円 新設 ※私的年金と国民年金の 組み合わせあり
国民年金 基金	厚生年金保険			
国民年金				
国民年金被保険者				

会計制度 新リース会計基準⑨ 使用権資産の償却

使用権資産の償却については、以下のように、基本的に現行の企業会計基準第13号および企業会計基準適用指針第16号におけるリース資産の償却と同様の会計処理が定められています。

契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定します。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とします。

また、契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要があります。この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとします。定額法を選択した場合には、現在多くの企業が適用している「リース期間定額法」となります。

(孝志茜)

10月の社会保険労務

■ 11月2日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月～9月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額<8月～11月>の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 労災年金受給権者(7月～12月誕生月の者)定期報告

※社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日～7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間

10月の税務

■ 10月13日

- 1.9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 10月15日

- 2.特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

■ 11月2日

- 3.8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 4.2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5.法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6.2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 7.消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 8.消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 10月中において市町村の条例で定める日
- 9.個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※税理士相互扶助の日・・・10月26日

収入証紙の廃止に伴い、医療法関係の手数料納入方法が変わります。

従来から、医療法関係の許可手数料の納付に使用してきた「徳島県収入証紙」は、令和8年9月30日で販売終了となります。

令和8年10月以降、下記の手続手数料のお支払いについては、「キャッシュレス決済」、「電子申請サービスによる電子納付」または「納入通知書」で納付することになりました。

※令和9年3月末までは、「徳島県収入証紙」の貼付による納付も可能です。

【対象となる許可等手続き】

病院開設許可申請手数料、病院使用許可申請手数料

診療所開設許可申請手数料、診療所使用許可申請手数料

助産所開設許可申請手数料、助産所使用許可申請手数料



<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/7303496/>

(大下)

研 修 会 ・ 懇 親 会

開催日 令和8年9月11日

好評のうち
終了いたしました!!

★ 研修会 講師のご紹介

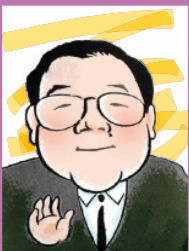
- うずしお法律事務所 弁護士 瀧 誠司 氏
- スポーツジャーナリスト 元サッカー日本代表 前園 真聖 氏
- さくら税理士法人 公認会計士・税理士 竹内 洋一

瀧 誠司 氏

前園 真聖 氏



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。



ドイツ紀行ーベルリンの壁は薄かった!!

8月8日土曜日ベルリン到着。午後、日本語ガイドと専用運転手による我々夫婦のためのプライベートツアー。ベルリンの壁をじっくり観察し歴史について学ぶためのほんの少し贅沢な試み。「ベルリンの壁は思いの外薄かった」。というのが感想。155キロの長距離の壁を設置するには東ドイツの経済力が虚弱すぎたというのが原因らしい。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181